

○厚生労働省令第四百一十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の五第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十七条第八号中「及び腹部大動脈」を「腹部大動脈及び肺動脈」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。